

令和3年5月6日

学生の皆さまへ

学務部修学支援課

緊急事態宣言の発令に伴う在宅受講届について（お知らせ）

宇都宮大学では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、「緊急事態宣言」が東京都等に発令されたことに伴い、当該地域に居住する学生に対し、当該地域への発令期間中の在宅受講を認め、都府県全域への感染拡大を防ぎ、更には全国的かつ急速なまん延を防ぐこととします。

該当する学生で、「緊急事態宣言の発令に伴う在宅受講届」を提出する場合は、C-Learning等を利用して全ての履修登録科目の授業担当教員に「緊急事態宣言」の発令に伴い在宅受講届を提出した旨を各自連絡して、それぞれの授業担当教員からの指示を確認してください。

なお、「緊急事態宣言」に伴う在宅受講届の適用期間は地域により異なりますのでご注意ください。当該地域在住の学生で既に「まん延防止等重点措置の実施に伴う在宅受講届」を提出していた学生については、大学側で取り扱いを切り替えますので、緊急事態宣言の発令に伴う在宅受講届の提出は不要となります。ただし、在宅受講期間の延長や短縮がある場合は、授業担当教員及び gakumu2020@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp へ連絡ください。

（提出・問い合わせ先）

E-mail gakumu2020@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp